

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第34回）議事録

1 日時 平成27年12月17日(木) 13時30分～14時15分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、  
泉本 小夜子、井手 秀樹、谷川 史郎、森川 博之（以上7名）

(2) 専門委員（敬称略）

酒井 善則（以上1名）

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

大橋 秀行（電気通信事業部長）、佐々木 祐二（総務課長）、  
秋本 芳徳（事業政策課長）、堀内 隆広（事業政策課調査官）、  
竹村 晃一（料金サービス課長）、吉田 正彦（データ通信課長）、  
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、北神 裕（番号企画室長）

(4) 事務局

中村 伸之（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

(1) 答申事項

「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について

【平成27年6月18日付け諮問第1223号】

(2) 報告事項

NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

## 開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから第34回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況は、委員8名中、現在のところ6名が出席しております。おそらく、遅れて森川先生もいらっしゃると思いますけれども、いずれにいたしましても定足数を満たしております。このことをご報告申し上げます。

また、審議内容の説明のために、電気通信番号政策委員会から酒井善則専門委員にご出席をいただいております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件、それから報告事項1件となっております。

## 答申事項

### 「携帯電話番号の有効利用に向けた 電気通信番号に係る制度の在り方」について

○山内部会長　まず初めに、答申事項について審議をいたします。諮問第1223号「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」についてを審議いたします。

本件は、本年10月27日に開催した当部会におきまして、電気通信番号政策委員会から、調査検討内容についてご報告があったものでございます。審議の結果、当部会において、これを答申案とすることといたしまして、10月28日水曜日から11月26日木曜日までの間に意見招請、パブリックコメントに付した次第でございます。期間内にこの答申案に寄せられた意見を踏まえまして、引き続き電気通信番号政策委員会で検討していただきました。本日は、その検討結果についてご報告いただきます。

それでは、早速でございますが、同委員会の酒井主査から、検討結果についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○酒井専門委員　電気通信番号政策委員会の主査としての立場から、「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」につきまして、検討結果をご報告

いたします。

本件は、I o TあるいはM2M、これが国民生活や経済産業のあらゆる場面で利用される時代におきまして、M2Mの専用番号を新たに創設し、併せて現行の携帯電話番号をさらに有効利用するために、電気通信番号制度の在り方につきまして、基本的な考え方を検討してきたものです。

先ほどの部会長のご紹介にありまして、10月27日に開催された本部会におきまして、委員会の報告書に基づき答申案がまとめられまして、その後、10月28日から11月26日までの間、意見募集が行われました。意見募集に対しては、14件のご意見があり、内訳は、電気通信事業者が5件、個人が7件、さらには匿名も2件ございました。このご意見に対する考え方につきましては、12月8日に電気通信番号政策委員会を開催し、検討を行いました。

検討の結果、お手元にお配りしてあります答申案への意見及びこれに対する考え方を取りまとめるとともに、答申案につきましては原案のとおりとしたいと考えております。

それでは、詳細につきましては、委員会の事務局から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○北神番号企画室長 委員会の事務局を務めております番号企画室長の北神でございます。それでは、今の酒井主査のご説明に基づきまして、資料34-1-3についてご説明させていただきます。

主なご意見を中心にとということで、ご意見の多かった後半の14ページを開けていただきたいと思っております。14ページからは、M2M等専用番号の桁数についてで、桁増しを始める時期や、何桁にするかなどについて、いろいろとご意見をいただいております。

まず、ご意見の14では、桁増しの時期についてロードマップに記載すべきということで、こちらにつきましては、右側の考え方14にございますとおり、M2Mサービス等による需要拡大の状況を踏まえつつ、将来にわたる需要増を吸収するに十分な番号空間を確保できる時期や桁数において実施できるよう、速やかに必要な準備を行っていくべきということで、ロードマップとまではいかないのですが、しっかり状況を見きわめつつやっていくべきということでございます。

それから、意見の15からは幾つか事業者からのご意見で、事前に十分な検討時期を設けるべき、いろいろな標準化の状況等も踏まえて対応案の有効性についても議論すべき等の意見をいただいております。これらにつきまして、まず、考え方15は、今ご説

明した考え方14と1つ目の四角は同じでして、15ページにある2つ目の四角の「併せて、御指摘のように」に続けて、IPv6等の活用促進に係る取組の検討を行うことに加え、答申（案）「おわりに」にもあるとおりということで続けて、新たな課題に対しては不断の検討・見直しを行っていくことが求められるということで、基本的には先ほど申し上げたとおりの桁増しの考え方に沿ってやっていくという考え方を示しております。

次に16ページでございますけれども、こちらのNTTドコモからのご意見もほぼ同じ意見でございますので割愛いたします。

それから、18ページに行っていただきまして、ここからが、個人の方を中心に少々違う意見をいただいております。意見19は、最初は11桁で導入することには賛成なのですが、桁増し後の桁数は14桁にするのが妥当というご意見でございます。それについての考え方19につきましては、1ポツ目は基本的な11桁にするものの考え方ですが、2ポツ目を見ていただきますと、仮に、当初11桁で、020番号を8,000万番号開放し、うち4,000万番号を13桁とする場合でも、その40億4,000万番号が使用可能であるということで、13桁の桁増しによっても大きな番号空間を創出することは可能ですとした上で、実際に何桁への桁増しを行うかについては、このことも踏まえて、番号需要の状況や、PHSによるM2Mサービス等の提供状況を見きわめつつ、適切に判断することが適当であると書いております。

次に、意見20は、そもそも11桁とすることに反対ということで、後々の番号拡大による混乱を避けるため、当初より13桁で導入すべきではないかというご意見でございます。こちらにつきましても、先週の委員会でも少し丁寧に答えるということとなり少し長いですが、考え方20をご覧ください。現在の090等より長い桁数とするには、ネットワークシステム改修等に相当の投資コストと準備期間が必要になる。したがって、当初から13桁とすると、需要が十分に拡大しない場合に利用者料金の押し上げや事業効率の悪化、そして020番号使用の遅れにつながる可能性があるということです。専用番号を使用するサービスが迅速かつ円滑に提供されるよう、当初については11桁とし、その後、需要動向等を見きわめながら、需要増を吸収するに十分な番号空間を確保していくことが適当であるとした上で、ご意見の、ご懸念の混乱等については生じないようということで、関係者においてネットワーク改修等の準備や周知等を適切に行うことが必要であるとしております。

ここまでが、桁数について幾つかいただいているご意見です。

次の20ページは、専用番号へのサービス移行について、M2M等専用番号への移行促進のため、適切な措置が必要というご意見21をいただいております。こちらについて、そのご意見の下も見ていただくと、電波利用料の優遇等という例も挙げていただいておりますが、考え方につきましては、2行目からですが、専用番号に円滑に移行いただくため、電気通信番号制度の枠組みにおいて、番号指定基準の動機づけを設けることも含め、必要な手段を講じていくことが必要であると書いております。

それから、意見22につきましては、同じ専用番号の指定先でも、携帯でも固定的に用いられる場合と、移動的に固定せずに用いられるM2Mサービスと区別すべきというご意見でございます。こちらについては考え方の22、2ポツ目の「また」からですが、今後さまざまなM2Mサービスが提供されることと考えますが、答申案に基づく指定要件、指定基準を満たす限りにおいて、端末が固定されるか、移動するかも含め、柔軟な使用が許容されるべきものと考えてしております。

それから、次に21ページのご意見の23をご覧ください。接続品質の呼損率について、今後のM2Mサービスにて検討が必要とのご意見です。これについて、考え方の23ですが、現在でも呼損率については事業用電気通信設備規則で規定されていますということで、今後また新たなサービスについては必要な範囲で制度的手当は加えつつ、指定要件等が緩和された使いやすい番号であること等、導入のメリットを損なわない限りにおいて柔軟に番号利用できるように枠組みとすることが適当と考えるとしております。

それから、22ページのご意見24です。こちらも、先週の委員会でのご意見を踏まえまして、丁寧に長く書いております。MVNOがMNOを通じてM2M等専用番号の割り当てを受けられるようにすることが適当ということで、考え方24のとおり、090と同様に、M2M等専用番号についても、事業者間の契約等によりMVNOがMNOを通じて番号付与されることができると考えます。その上で、なお、総務省は現在、電気通信事業法の施行に伴う省令等の整備案を作成し、加入者管理機能の開放の促進等の環境整備に取り組んでおり、今後、事業者間協議の状況を注視しつつ、M2M等専用番号を含む携帯電話番号のMVNOへの直接指定を可能にすることについても検討されることが適当であると考えますとした上で、これらを通じまして、MVNOのサービスによるものも含め、M2Mサービス等の円滑な提供が進むことを期待しますと書かせてもらっております。

それから23ページでのご意見26、指定基準の見直しについて、携帯電話サービスの円滑な提供に支障がないよう、慎重な検討が行われることを希望しますというご意見について、考え方につきましては、2行目からですが、指定番号数の抑制を図ることとあわせて、携帯電話・PHS事業者の円滑な事業展開の観点も踏まえ、今後総務省において具体的な指定基準等を検討すべきと考えますとしております。

それから、次の24ページの意見27でございますけれども、こちら先週委員会にてご意見いただきまして、丁寧に書いております。ご意見27の下段を見ていただきますと、PKI等による電子証明書でデバイスの真偽を確認し、SSLで通信を行う等のセキュリティー対策を要件としていただくようお願いいたしますというご意見について、考え方27のところですが、全般として、こちらで書いていただいているものが電気通信事業者のネットワークに関するセキュリティーではなく、2ポツ目にあるように、M2Mサービス提供者や利用者によるセキュリティー対策に該当するということですので、3ポツ目でございますように、電気通信事業者を対象として規定する電気通信番号の指定要件にはなじまないのですが、ご意見についてはM2Mサービスのセキュリティー確保に係る取組等の参考とさせていただきますとしております。

それでは、先程飛ばした前半につきまして、主なものだけ紹介させていただきます。2ページに戻っていただいて、初めのほうはおおむね賛成のご意見として承りますとしております。

ほかも大体は、答申（案）の内容を確認するようなご意見が多いのですが、1つだけ、6ページをご覧ください。答申（案）で、限定的にM2Mサービスであっても音声等を用いるようなものについて、固定電話網との接続が考えられるわけですが、それについて①から③まで、改修コストについての費用分担の考え方や、接続したときの双方向の誤登録等の防止等について、どういう責任分担で考えるのかというご意見がございました。これについて、考え方7の、ご意見①についてを見ていただきますと、2段目からで、さまざまなM2Mサービス等の提供が想定される中で、限定的に音声通話を行うM2Mサービスとしてどのようなものが提供されるかということは、必ずしも予断できるようなものではないと考えます。接続の協議に際しては、受益者負担の観点も含めて関係事業者間で費用負担に関する建設的な議論が行われることを期待しますとしております。

ご意見②、③につきましても、大体同じようなトーンで、そういった誤登録の防止や

周知等も含めて、総務省や関係事業者等の連携した取り組みが必要と考えますというトーンで書かせていただいております。

主なところは以上でございます。

○山内部会長 説明はよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでございましょう。どなたか特にご発言はございませんか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、提出されました意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承し、答申書（案）、資料34-1-4のとおりに答申をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○大橋電気通信事業部長 電気通信事業部長の大橋でございます。平素より情報通信行政の推進につきまして、ご理解とご支援、大変ありがとうございます。

このたびの携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号制度の在り方につきましては、本年6月に諮問をさせていただき、以降、大変に精力的なご議論をいただいております。今回、こうして答申を取りまとめていただいたことに心からお礼を申し上げます。

本答申を受けて、総務省といたしましては、番号資源のより一層の効率的な利用を図るとともに、IoT時代における国民生活の向上や、産業・経済の発展を促進するM2Mサービスの普及発展を後押しするよう、M2M等専用番号の創設を速やかに進めてまいります。山内部会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

## 報告事項

NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

○山内部会長　それでは、引き続きまして、報告事項に移ります。N T T東西における光回線の卸売サービスの提供状況について、総務省からご説明をお願いいたします。

○吉田データ通信課長　データ通信課長の吉田でございます。

それでは、お手元の資料34-2をご覧ください。N T T東西における光回線の卸売サービスの提供状況について、ご報告申し上げたいと思います。なお、本資料中、赤枠で囲まれている部分につきましては、委員限りの情報となっておりますので、お取り扱い、ご発言等にはご留意いただければと思います。

それでは、2ページでございます。N T T東西における光回線の卸売サービスにつきましては、本年2月より提供が開始されております。N T T東西が光回線サービスを各社に卸売という形で提供し、卸売を受けた各社が独自サービスを付加して消費者に提供していくという内容となっております。

3ページでございますが、このサービスの開始にあたりましては、情報通信審議会でもご議論がございまして、平成26年12月18日に取りまとめられた答申では、このサービスにつきましては、さまざまな分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、我が国の経済成長、利用者利便の向上にも資する取組と、評価をされております。ただし、公正競争の確保の観点から、料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、それから一定の透明性の確保、それから過度のキャッシュバック等による料金の適正性が実質的に損なわれることがないように留意することが必要であるということも指摘されてございます。

総務省におきましては、このサービスの開始にあたりましてガイドラインを策定し、このガイドラインにのっとりサービスの提供をN T T東西に要請するとともに、このサービスの状況につきまして、3点ございますけれども、N T T東西からの報告を要請してございます。ガイドラインの概要につきましては、4ページをご参照ください。

さらに、5ページでございますけれども、本年5月の電気通信事業法の改正におきまして、この卸電気通信役務につきましては事後届出制を導入しておりまして、総務大臣が届出内容を整理・公表することとしてございます。

今回、こうした流れの中で、この電気通信事業法の部分につきましては、まだ施行前ということではございますが、N T T東西への要請に基づきまして、報告を総務省へいただいておりますので、この内容についてご報告を申し上げたいと思います。



まず7ページでございます。2月のNTT東西への要請に基づきまして、NTT東西からは、これまでに計6件の、この表にありますような報告をいただいております。これにつきまして、総務省で公平性・適正性等を確認するという作業を行っております。ご説明させていただければと思います。

9ページでございます。料金その他の提供条件におきます公平性の確保という点でございますが、総務省では、NTT東西と主要事業者5事業者との間での契約内容につきまして報告を受けております。まず、この5つの契約の内容につきまして比較をしたところ、金額面や条件面での相違は確認されなかったという状況になっております。

続きまして10ページでございますが、また、この主要5事業者以外の卸先事業者において料金その他の提供条件の公平性が確保されているかという点につきまして、総務省で本年の11月に、今、この光回線の卸売サービスにつきまして卸先事業者として提供している事業者に対しまして、この主要5事業者から受けている報告の概要と、自らの契約条件の内容についての比較のために閲覧を行うという作業を行いまして、今、200社以上の卸先事業者がサービスを利用しておりますが、このうち57事業者から閲覧の希望がございまして、閲覧が行われております。

この閲覧の結果、総務省がNTT東西から報告を受けている料金その他の提供条件について、それぞれ閲覧を行った卸先事業者が、料金その他の提供条件につきまして相違があるという意見はございませんでした。また、この閲覧におきまして、料金その他の提供条件との確認とあわせまして、サービス等につきましてはいろいろご意見やご要望等もございましたけれども、卸先事業者から、NTT東西で電気通信事業法上、明確に問題となる行為が行われているといった指摘はございませんでした。

次に11ページでございます。サービスの適正性の確保につきましては、先ほど申しましたガイドラインを総務省で制定しておりますけれども、このガイドラインの遵守という点につきまして、まずNTT東西からは、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないという報告を受けてございます。この点につきまして、総務省におきましてNTT東西からの報告内容を改めて確認する作業を行うとともに、先ほどの閲覧を通じた意見の聴取を通じまして、こうした行為が行われていないかどうかということを確認いたしました。現時点において、サービス卸の提供につきまして競争阻害的な行為や不当な差別的取り扱い等に該当する行為は確認されなかったという結果になってございます。

具体的なガイドライン等を踏まえての確認につきましては、詳細にわたりますので、ポイントだけご説明いたします。

12ページは料金の設定等につきまして、競争阻害的なものがないかどうかというようなことでございまして、一番上の箱になりますけれども、ここでは、同一の提供条件で行われている、また、契約書等で特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う規定は設けられていないということを確認してございます。また、この契約書等の中で提供条件以外の割引の料金、奨励金の適用に当たっても、これが同一の条件で行われているということも確認しております。また、箱の4つ目、5つ目で、この特定卸役務の料金が適正なコストを下回る料金で設定されていないか。また、利用者に対する料金よりも高い料金を設定するということはないかなどについても確認を行っておりますが、ガイドラインに適合してサービスが行われているという状況になっております。

また、13ページでございます。一番上の提供手続・期間に係る不当な差別的取り扱いにつきましては、この契約書等でそのような条件は設けられてはいないといった点。また、先ほどの閲覧手続においても、このようなことについての指摘はなかったということは確認してございます。

また、一番下の競争阻害的な情報の収集につきましても、この閲覧手続等を通じてこういったことはないこと、また、NTT東西の社内研修におきましても、この競争阻害的な情報収集を実施しないよう指導していたことを確認してございます。

14ページでございますが、一番上の情報の目的外の利用といった点につきましては、先ほどの閲覧手続での確認、それから、NTT東西の社内研修ということに加えまして、NTTの業務監査等においても、この情報管理の実施状況の確認を行っているという点も確認してございます。また、その次の情報提供に係る不当な差別的取り扱いがないかという点につきましても、これは具体的に事業者に対しては閲覧可能なポータルサイトにおいて情報を提供していたり、FAQ等を公開しているということなどを確認してございます。

続きまして、15ページ以下の光回線の卸売サービスに係る市場動向について、ご説明をさせていただきます。この点につきましては、平成27年2月のNTT東西への要請におきまして、契約数の総数等、4つの項目について報告を四半期ごとに受けることとなっております。また、総務省で従来から電気通信事業報告規則に基づいて報告を受けている事項もございまして、こういった情報も次ページ以降にまとめてございます。

まず17ページは、サービス卸の卸契約数の総数でございますが、NTT東西の合計で、9月末現在で235万件となっておりまして、割合ではNTT東日本が提供する契約数のほうが大きく、全契約数の87%が転用によるものとなっております。

18ページは、固定系ブロードバンドサービスの契約数全体との比較でございますが、FTHの契約数は、全体で今、2,729万件になっておりまして、FTHの契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は8.6%という状況になっております。NTT東西の別では、右のグラフのような形になってございます。

19ページは、固定系ブロードバンドの全体の状況なので、説明は省略させていただきます。

20ページは、サービス卸の都道府県別の契約数という状況でございますが、先ほどNTT東日本のほうが割合が多いことをご紹介させていただきましたけれども、東日本地域における都道府県におきまして、このサービス卸の普及が進んでいるという状況になってございます。

21ページ、22ページは、背景事情の資料となりますので、説明は省略させていただきます。

23ページは、FTH全体の契約の中で各社のシェアがどうなっているかということでございますが、NTT東西のシェアは現在69.7%で、減少傾向が続いている状況でございます。また、その他の状況はこういう形でありまして、まだ比較的大きな事業者シェアの変化は起こっていない状況かと思っております。

24ページ、このサービス卸を、実際に卸を受けてサービスを提供している卸先事業者でございますが、9月末の現在で、NTT東西両方から提供を受けているケースもございまして、重複を排除した場合で208者が提供している状況になっております。MNOがドコモとソフトバンクの2者、CATV事業者が36者、ISP・MVNOの事業者が139者となっております。

25ページ、26ページはそのリストとなりますので、ご説明は省略させていただきます。

27ページでは、NTTグループの卸契約数の割合は46.2%ということで、それ以外は、NTTグループ以外の事業者による提供となっております。また、事業者の形態別としては、MNO事業者が53.5%となっております。次がISPで38.0%となっております。MNO・ISPは、セット販売・セット割引という形で提供して

いる形態が多いかと思えます。

28ページは、NTTグループのシェアの傾向で、29ページがMNO・ISPのシェアでございます。このMNO・ISPの部分を含め、合わせますと90%以上という形でシェアが推移をしているという状況でございます。

30ページは、卸先事業者の提供サービス例についてご紹介させていただいたものでございます。

31ページ、32ページは、全体の状況ということで省略させていただきます。

33ページは、上位10位までの卸先事業者の契約数で卸契約数全体の90%以上を占めているという状況でございます。

それから、34ページは、サービス卸を活用した新たなサービス例を紹介させていただいているものでございまして、このサービス卸の開始以降に新たな電気通信事業の届出を行った事業者は31者でありまして、ここにありますように、特定の分野において新サービスを提供している事例が出始めている状況かと思われます。

それから、35ページは、再卸を行っている事業者についてございまして、NTT東日本では延べ23者、NTT西日本では延べ7者存在するという状況でございます。

最後に36ページ以降で、今後の対応についてご報告させていただきます。総務省におきましては、引き続きこのサービス卸の提供による公正競争環境、それから固定系ブロードバンド市場と、その隣接市場との間における影響についても注視していきたいと考えてございます。その際、FTTHの市場につきましては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料とサービス卸の料金水準、また、FTTH市場における自己設置、接続、卸役務の競争状況に関する検証などについても実施していきたいと考えてございます。

また、サービス卸の提供が進む中、卸先事業者よりサービスの提供に係る意見や要望も寄せられておりますので、この事業者間協議も促進していきたいという点、また、卸先事業者におけるサービス提供状況について注視し、公正競争の確保等に支障が生じる場合には、迅速に所要の対応に取り組んでいきたいと考えてございます。

なお、平成28年5月に予定されている電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行後は、同法に基づき、事後届出の内容の整理・公表を総務省で行うということが求められておりまして、それに当たりましては、サービス卸の提供に係る透明性を確保する観点から、サービス卸に係る市場動向の分析等とあわせまして、引き続きこの情報通信

審議会への報告を実施することを予定してございます。

報告につきましては、以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問あればご発言を願いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、森川委員。

○森川委員　ありがとうございます。2つほど質問させていただきます。

1点目は、サービス卸が始まったことにより、F T T Hの普及率、回線数の伸びは、大きくは増えていない。伸びの率は、今までどおりという理解でよろしいのか、サービス卸が始まったことで今までよりも少し増えてはいないのか。このデータを拝見すると、今までの増加率そのままのような感じがしますので、サービス卸がF T T Hの普及には、今のところはそれほど効果が出ていないのか、ということが1点目の質問です。

2点目は、細かいところで恐縮なのですが、7ページの3点についてでございます。1点目がサービス卸の提供条件等の公平性・適正性及び透明性の確保。2点目がサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応とありますが、この1点目の適正性と、2点目のサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応は、同じことを言われているのか、あるいは違うことなのか。このサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応が適正性とも読めましたので、ここの2つの関係に関して教えていただければと思います。

○山内部会長　どうぞ、総務省から。

○吉田データ通信課長　まず後段からお答えさせていただきたいと思います。7ページの記述は、実は、N T T東西へ要請するときに、こういう見出し、項目で要請したことから書かせていただいているものでございますが、特に卸の料金その他の提供条件の確認という観点での適正性が一番上の部分でございまして、2番目はガイドライン全体についての適正性を確認するという内容になっております。そういう意味では、この適正性の部分につきましては、2番目の全体プラス、上の部分でも、料金その他の提供条件の確認という内容で入っているということで、こういう形に記載させていただいたということでございます。

○堀内事業政策課調査官　事業政策課の堀内と申します。森川委員の1点目のご質問についてお答えいたします。

まず、18ページをご覧ください。固定系ブロードバンドサービスの契約数として、左側にF T T Hを含めた固定系ブロードバンド全体の契約数の推移を示しております。

青色の部分がF T T Hの契約数でございまして、全体としては伸びているのですが、伸び率につきましては、近年低下傾向となっております。一例として、直近の2015年6月末と2015年9月末を比較した場合には0.9%増となっております。

また、17ページのサービス卸の卸契約数というスライドの右側の図をご覧ください。先ほど、サービス卸の卸契約数はN T T東西合計で235万とご説明いたしましたが、その内容を見ますと、いわゆる転用と呼ばれるものによる契約が大宗を占めております。この転用による契約でございましてF T T Hの契約数の増減に反映されないものとなります。N T T東西合計の卸契約数235万のうち、9月末の時点では、29万が新規ということになりますので、F T T H全体に与える伸びという意味での影響が顕著には見られない状況となっております。

○山内部会長　よろしいですか。

○森川委員　はい。

○山内部会長　ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。どうぞ、相田委員。

○相田部会長代理　ちょうど今数字のご説明がありましたので、そこについてお聞きします。17ページでは、卸による新規分が29万あるのに対して、18ページでは、この青色の部分のF T T Hの差分は25万しかないということで、逆に卸分を引っ張った従来型のもの減っているという理解でよろしいのでしょうか。

○堀内事業政策課調査官　18ページに示したF T T Hの契約数は、N T T東西のみのカウントではなく、他事業者も含めたF T T H全体のカウントとなりますので、事業者によってプラスマイナスがあるところでございます。

○相田部会長代理　はい。

○山内部会長　よろしいですか。ほかはいかがでしょう。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これは報告事項ですので、以上で本日の議題が終了ということになります。

## 閉　　会

○山内部会長　関連して何か委員の皆様からご発言はありますか。

それでは、事務局から何かございますか。特によろしいですか。

それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。なお、次回の日程ですけれども、

開催日が決まりましたら、事務局からご連絡を差し上げたいと思います。

それでは、以上で閉会といたします。ご協力を賜りましてどうもありがとうございました。